

實  
驗  
日  
本  
修  
身  
書  
卷  
七  
高  
等  
小  
學  
生  
徒  
用

第 五 二 號  
全 部 八 冊  
古 市 高 尋 常  
小 學 校  
藏 書 之 章

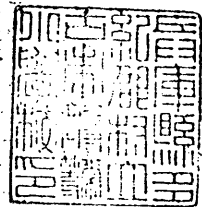
檢定合格本

教  
育  
部  
K/20.1  
37.5  
7  
國

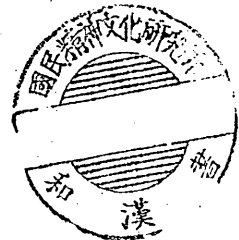
明治廿七年一月十六日  
文部省檢定濟

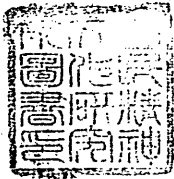
三宅米吉校閱  
中根淑編纂  
渡邊政吉

實驗  
日本修身書卷七  
高等小學  
生徒用



東京 金港堂書籍會社





第一課 孝行

父母を養ひて、安らかに生を送らしむるは、子たるものの尤も心を盡くすべきことなり。されば身親を養ふべき位置にあるものは、如何なる事をさしおきて、之を養ふことを勉めざるべからず。然るに世の心なき輩は、動もすれば、己れの勝手のみを計りて、父母の饑寒に號び、窮廬に悲しめるをも願ざることあり、實に嘆すべき限りにとろ。

渡邊舉山は、至孝の人なり、少くして漢學を修め、

兼ねて蘭學を學びけるが、家貧しくして、志を成すこと能はざりき。

或る日、友人某來りて、足下は家貧し、學を修めんよりは、寧ろ書を學びて、早く資財を得んには如何かと、忠告したり。舉山之を聞きて、吾、學を修めて、志を成さんとすれば、其の間に、父母饑寒を免れず、とて、直ちに其の言を納れ、是より金子金陵谷文晁等に從ひて書を學び、之を賣りて以て家族を養へり。後其の藩田原の重臣に擧げられ、忠孝無二人なりしが、惜しいかな、故ありて遂に自殺せり。

第三課 孝行

親に事ふるには、只管其の心を樂しませしめんことを願ひ、何にても、親のなさんと思ふことあらば、必ず之を爲させしめんことを務むべし。苟も其の耳目を樂しませしむるに足るべき事あらば、必ず之を供へて、勞を厭ふべからず。親の寢處の安らかならんを思ひては、冬は温かに、夏は涼しきやうに、季節に従ひて、種種手を盡くし、朝夕に省て、其の健康を祈るべし。たとひ家富みて、厚く父母を養ひ得とも、其の恩には、容易に報い難ければ、常に孝行の心をゆるふべからず。

阿波の國板野郡中村といふ所に、文五郎とて、至りて孝行のものありけり。父病みて足なほに爲りしかば、祝儀祭禮芝居觀物などある時は、必ず自ら之を負ひて行けり。又平生夜に入りて、父の未だ寝ねざる間は、務めて種種の話しを爲して、其の心を慰むるを常とせり。

凡ソ人ノ子タルノ禮ハ、冬ハ温カニシテ、夏ハ涼シクシ、昏ベニ定メテ、晨ニ省ル。  
家富みてあかぬことなくつかふとも、

むくいんものかたやの恵みは。

第三課 兄弟

兄弟は、父母に次ぎて、吾が身に親しきものなれば、此の親しみを失はざるは、大いなる吾が身の幸福なりと知るべし。さて如何にして、此の親しみを保つべきかといふに、他なし、兄は、能く弟を愛し、弟は、能く兄を敬ふにあり。武藏の國多摩郡高井戸宿に、小助といふものあり、或る年、兄疫病を煩ひて終に、起居不自由に爲りけるを、小助一方ならずいたはりて、何くれとなく、まめやかに世話したり。兄、性來雷を恐れけ

れば、小助外にありて、雷鳴を聞く時は、直ちに馳せ歸り、兄をして心強からしめたり。或る時、宿に祭禮ありて、常になき賑ひなりしかば、小助は、終日兄を背負ひて處處見物せしめたり。小助家貧しく、日傭の賃錢にて、僅に生計を立てけるが、衣服飲食、何に限らず、兄の欲するものあれば、必ず之を調へて進めたり。弟の、兄を思ひ、兄の、弟を愛すること、誰もかくとらありたけれ。

兄之ヲ愛シテ、友弟之ヲ敬シテ、順。

夫婦は相依り相助けて、一家を治むべきものにて、各定れる務めあり。夫は内は一家の主人となりて、家政の大體を統へ治め、外は世の人人の間に立ち交りて、一家生活の業を營むを務めとし、婦は専ら内にありて、種種の家事を治むるを務めとす。この故に、夫如何に賢しとも、婦愚なれば、家治らず。婦如何に能く其の務めに服すとも、夫其の務めを勵まざれば、家又治らず。然らば、夫婦各能く其の務めを果すには、如何なる事を以て、

最も大切とすといふに、夫に大切なるは、一つには、身を正しくして、家人を率ひ、二つには、妻をいつくしみて、而かも禮を失はざるにあり。婦に大切なるは、一つには、和順を専らとして、夫舅姑に事へ、二つには、寛恕を旨として、家人を待つにあり。夫婦各此の二つの事を守り、夫は家業を勉めて、よく人と交り、婦は裁縫料理等を勉めて、よく家事を治むれば、家必ず榮はて、各幸福を受くるに至るべし。

夫ハ外ヲ治メ婦ハ内ヲ治ム。

第五課 朋友

朋友は相親愛し、相扶持するを以て、其の道とす。故に聊己れを損するに似たることありとも、是天理の然らしむる所なりと思ひて、深く愛恤を加ふべし。人の徳を貪らんが爲めに非ず、人の徳を友として、我が身を益せんが爲めなれば、利を見て趨り、勢を見て附くが如き、醜きふるまひを爲すことなく、常に信義を重んじ、相親愛し、相扶持せざるべからず。

朋友の間、其の富める時は、交りを厚くし、其の貧しき時は、交りを薄くするは、丈夫の耻づる所なり。されば、富貴貧賤の變化あるも、終始渝らず、愈久しくして、愈厚からんことを務むべし。

佛蘭西のシエルといひし人は、葡萄を作るとをを生業としけるが、或る年、培養の季節に至りて、病ひに罹りしかば、いたく之を憂へ居たり。然るに隣家にシエリアといふものあり、シエリアが不幸を憐み、毎日若干の時間を以て、竊に其の葡萄を培養しければ、其の勢盛んになりて、平

年に異ならざりき。其の病ひ稍怠りて、園に往き、始めてシユ  
後シエルの病ひ稍怠りて、園に往き、始めてシユ  
リアンの深切を知り、其の許に至りて、今より後  
吾が誠意を以て交らんものは、御身に非ずして  
誰ぞ、といひて、厚く其の深切を謝しければ、シユ  
リアンも、御身の其の一言、既に吾が骨折りを償  
ひて、餘りあり、といひて、打ち喜びをぞろ。

朋友ノ交リハ互ニ親愛シテ相扶持スルニア

リ。其の交りたるは、互に親愛シテ相扶持スルニア  
リ。其の交りたるは、互に親愛シテ相扶持スルニア  
リ。其の交りたるは、互に親愛シテ相扶持スルニア

第六課 交際

人の心は其の面の如く、人毎に異なるものなり。  
故に人に交るに、何事も吾が思ふままにして、少  
しも遠慮といふことなき時は、忽ち仲たがひを  
生ず、甚たときは、争ひを引き起して、仇敵の如く  
なるに至ることあり。  
始めて面會したる人に向ひては、如何に疎忽な  
る人にて、突然に議論をなし、又は思ふ事を妄  
りに吐露するものは、是未だ互に其の心  
のほそを知らずして、遠慮する所あるが故なり。



其の互に遠慮する所是即ち恭敬のある所なり。此の心を始終失はざれば、長く人と交際を全くすべし。古人も、恭者は人を慢らさ、といへり。世の常の人は、交りの厚くなるに随ひ、次第に心安たてになりて、互の間に禮なきに至る。されば世の諺にも、親睦の過ぎたるは、争論の種なり、とあり。孔子は、晏平仲を讚めて、善く人と交る、久しくして之を散す、といへり。常人の失、君子の務むべき所之を以て知るべきなり。

恭者ハ、人ヲ慢ラズ。

第七課 恭儉

凡う人は、物事少し意のままなるに至れば、様様の悪癖起り易きものなり。自負の心起り、氣にはやりて事を爲すは、其の一なり。此の時は、自らよく我を省て、其の足らざる所あるを知るべし。小成に安んじて、自ら足れりとするは、其の二なり。此の時は、常に猶及ばずと思ふべし。様様の慾情の襲ひ來るは、其の三なり。此の時は、輕輕しく之に従ひて、敗れを取るべからず。安逸に慣れて、勞動を厭ふは、其の四なり。此の時は、務めて體を働

かしむべし。  
 板倉重矩、未だ顯れずして、江戸の本所にありける時、書齋に咬菜軒といふ三字の額を掲げ、自ら前栽に野菜を植ゑ付けて樂しみ居たり。  
 後大阪の城番となり、又京都の所司代となりけるをりも、此の額をば携



へ往き、其の後者中となりて、江戸の官邸に住みけるをりも、猶之を掲げ置きたり。或る時、額の文字を書きたる野間三竹といふもの、重矩を訪ひて、猶昔の額を掲げたるを見て、其の故を問ひければ、重矩答へて、身を立て、名を顯して後、昔を忘るるは、なべての人情なり、且奢りには、移り易きものなれば、之を掲げて、身の警めとするなり、といはれたりと云。  
 人情儉ヨリ奢ニ入ルハ易ク奢ヨリ儉ニ入ルハ難シ。

第八課 潔白

心潔くして、利を私せざるを、潔白といふ。即ち俗にいふ正直のことなり。人は、皆此の徳を備ふれども、利欲に迷へば、其の徳衰へて、光りを失ふに至る。深く警めずは、あるべからず。利欲の心は、人皆これあり、之に従ふこと、必ずしもあしからざれども、義を捨てて従ふは、正道に非ず。且義を捨て、利を貪れば、心疾まし、義を守り利を斥くれば、心樂し。されば、古人も、富みと貴きとは、是人の欲する所なり、其の道を以てせずし

て、之を得れば、處らざるなり、といへり。潔白の徳を養はんとせんには、財を得、利を論ずること、其の徳を傷くることなきや否やを省るべし。若し心のまゝに委せて、財を取り、利を争へば、義に背き、名を汚すことあるべし。されば、古人は、唯清廉を守るのみならず、貧しきを語ることすら、耻ぢたりといへり。富むト貴キトハ、是人ノ欲スル所ナリ、其ノ道ヲ以テセズシテ、之ヲ得レバ、處ラザルナリ。廉ニシテ、貧シキヲ言ハズ。

業を勵みて、用を節するは、極めて大切なることなり、業を勵まざれば、財を得ること能はず、業を勵みて、財を得とも、奢りて用を節せざれば、財常に餘裕なし、財の餘裕なきは、家にとりて甚た憂ふべし、一家の中、若し疾病に罹り、災厄に遇ふものあらんに、財なくは、争でか之に處するを得べき、富める人は、動もすれば、其の富みを恃みて、業を怠り、奢りを恣にす、思慮いと淺きといふべし、つらつら世の貧しき人を見るに、多くは其の初め

業を怠り、奢りを好みたるによるものなり、業を怠れば、財入るに道なく、奢りを好めば、財頻りに出づ、たとひ幾萬の財ありとも、終には、此に至らざるを得ず、富める人、若し一たび此に陥る時は、恢復誠に容易ならず、是多年の悪習、俄に除きたければなり、されば人は、皆宜しく初めを慎むべし、初めに善く慮りて、業を勵み、用を節すれば、財常に餘裕ありて、貧に陥る憂へもなく、災至りても救ふことを得べし、勤ムレバ、貧ニ勝テ、慎メバ、災ニ克ツ。

第十課 攝養

松平信綱、或る夜其の近臣をもと、四方山の話をしてけるをり、近臣をも、酒の徳を述べて、頻りに信綱に勧めたり。信綱之を聞きて、汝等は皆子を持てるが、其の子の酒を飲まんことを願ふか、但しは飲まざらんことを願ふかと問ふに、皆願はしからずと答ふ。是に於いて、信綱又汝等の最も愛するは子なるべし、酒若し善き物ならば、勧めても飲ましむべきに非ずやといひしに、近臣ども其の答へにゆきつまりて一言もなかりき。

酒は、氣の鬱を散下、血のめぐりを善くする効あり、といふものあり。此の説強ち當らぬにはあらざるべけれど、多くは腦髓を傷ひ、心臓を害して、不具の人とならしめ、甚むきは死に至らしむることあり。或は酔ひて、人を争ひ、言ふまじきことを言ひ、爲すまじきことを爲して、身を誤り、或は之が爲めに放蕩をなして、品行を壞り、財産を失ひて、世に立ちがたきに至らしむるは、皆酒の咎なり。されば養生を重んじ、品行を慎まんとは、寧ろ全く飲まざるをよしとす。

第十課 仁慈



重世の由に、同附く人と生  
まれて、饑ゑ寒ゆる人亦  
多し、其の不幸憐れむべし  
我が身餘財あらば、かか  
る貧人に施し救ひて、自  
ら樂しむ、人を樂しむ心  
をもて。人間世の業は、自  
ら善を樂しむ、人を救ひ  
て、善をするに超はたる

樂しむはなし。奢りて益なき事に財を多く費す  
は、浮氣のなすわざ、甚た惜しむべし。善く思ひて、  
樂しむには非ざることを知るべし。  
富める人の奢りて、一日一事に費せる財を用ひ  
なば、千萬人の饑ゑを助くるにも、猶餘りあるべ  
し。然れば百人の饑ゑを救ふは、財多く費さず  
ても、救ひ易くして、其の益大なり。是を以て大富  
人ならざれども、仁心たにあらば、眼前に人の饑  
ゑ凍はぬるを助くるほどの恵みは、行ひ易かる  
べし。況や富貴厚祿の人は、多くの人の饑ゑを助

くること、いと易きことになん侍る。只志このなきを耻ぢて、財の足らざるに言をよすべからず。星野彌兵衛は、上野の國の農民なり、家富みて、父祖の代より慈善の行ひ多し。彌兵衛幼くして、亦慈善を好み、長下で其の志愈厚く、或は米穀を散下て、窮民に施し、或は金銭貯蓄の法を立てて、小民を救ひ、或は製絲の業を興じて、小民に産業を得しめ、或は千金を出して、學校を設け、なごしければ、朝廷其の篤行を嘉して、賞品を賜はりたり。

第十二課

勤勉

勤勉は、事を成す力なり。萬の事、勉むれば必ず何程かの功あり、小功必之を積みて止まざれば、終に大功とならざるの理なし。譬へば、日に一里づつ歩みて、千里の道に達せんとせば、はかぞらざるが如くなれども、日を積みて止まざれば、何時にか必ず達するが如し。其の他の事、皆此くの如し。されば功成るの期、甚だ遠きにあるが爲めに、怠りて勉めざること多し。斯くては、いよいよ功の成るべき期あることなし。

ゑい女は、飛驒の人、二村清助といふものの妻なり、三十五歳のをり、夫清助病死しければ、稚き三人の子供を育てながら、多くの雇ひ人を使ひて、農事醸酒の業を勵みたり。やがて亡夫の借りたる金六百圓を償ひ、且新に酒倉をも築き、よく家を治め、一家和睦して暮しければ、村中誰一人感賞せざるものなかりしとなん。

士農工商各其ノ家事ヲ勉メ、怠ラザレバ、福隨ヒテ至ル、遊興怠惰ニ流ルレバ、福去リ禍繼グ、勉強ノ外亦福ヲ致スノ道アラシヤ。

第十三課 實業

人の職業は、さまざまあり、古は心を勞するを貴しとし、力を勞するを賤しとし、官吏を貴び、實業を賤し、學問を好み、勞動を厭ひたれども、今日にありては、商賈にて、學問に達し、位記を有するものもあり、農工にて、知識に富み、名譽の職を帶ぶるものもあり。されば官吏、強ちに商賈より貴からず、農工、強ちに學者より賤しからず、人の貴賤は、職業に屬せずして、寧ろ人品に屬すといふべし。蓋し何人も、智を研ぎ、徳を修むれば、愈人



品を進むべければ、徒らに職業の貴賤を憂へず、務めて人品を進むることを心がけ、而して力を計り才を較りて、従事すべき業を擇ぶべし。官吏學者なをば、直ちに衣食住を供給するものに非ざれば、多數の人を容るるの地なし。之に反して、農工商は、衣食住を供給するに缺くべからざるものなれば、多數の人の必ず従事せざるべからざるものなり。業を擇ぶに方り、是等の事をも熟思すべし。勞苦ヲ樂シ、本業ヲ營メバ、衣食必ズ餘リアリ。

安永の頃、羽後の國酒田港に、曾根原六藏といふものあり、酒田より吹浦に至る海岸は、秋田街道に當れるに、一帯悉く砂地にして、草木生せず、風害特に甚たむ。六藏深く之を憂へて、其の地に移り住み、樹木を植ゑつけ、之を防がんとするに、暴風の爲めに吹き倒さるること連年にて、其の損失莫大なり。然れども、聊其の志しを屈せず、愈勵みて多く、苗木を栽ゑ付け、遂に數年の後、遂に森林二百四十町餘りを得て、行旅にも恩澤

を及しぬ。善事素より多しと雖も、廣く人を利し、世を益するは、公益の業に及ぶものなり。志は公に在り、公益を廣め、世務を開かんには、博愛の心と、忍耐の力とに富まざるべからず、彼の六藏の如きは、博愛の心深ければと、私利を後にして、公益を謀りたるなれ。又、忍耐の心強ければと、幾たびの失敗にも屈せずして、遂に其の志を達するなれ、博愛の心なく、忍耐の力なくば、争でか公益を廣め、世務を開くことを得べき。

第十五課 報恩

百行の中、恩に報ゆるより先なるはなし。忠孝も、其の實は恩に報ゆるに外ならず。この故に、人苟も恩を受けては、小なりと雖も、必ず報いんことを思ふべし。古語にも、其の食を食ふものは、其の器を毀たず、其の樹に蔭するものは、其の枝を折らず、といへり。報恩の心あるものは、木石に對しては、情誠に此の如くなるべし、况や人に對するをや。昔に之に報いんことを思ふのみならず、終身心に記して、永く忘れざるべし。

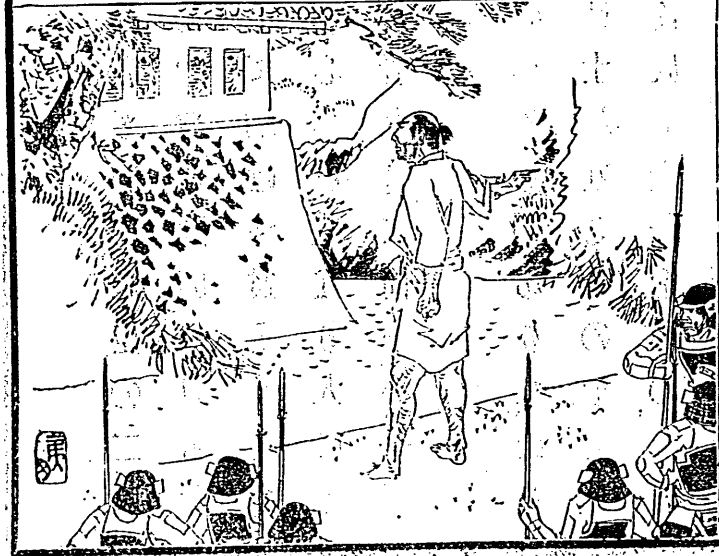
鳴津義弘、關原の役に軍敗れて、大阪に遁れたり。時に鳴津家の恩を受けたる米商某といふもの、竊に船を用意して、其の到るを待ち居ければ、義弘是に乗りて、恙なく本國に歸ることを得たり。其ノ食ヲ食フモノハ、其ノ器ヲ毀タズ、其ノ樹ニ蔭スルモノハ、其ノ枝ヲ折ラズ。君子、百行ノ中、恩ヲ報ユルヲ大ナリトス、人若シ恩ヲ忘ルルアラバ、其ノ餘ハ觀ルニ足ラザルナリ。

第十六課 節義

義を守りて動かざるを、節義といふ、忠臣の二君に事へず、貞女の兩夫に見おざるは、いづれも此の徳あればなり。賤しくして語はず、貧しくして食らざるは、いづれも此の心あればなり。人にして此の心なきは、體軀に筋骨なきに同し。いかでか世に立ち人と交るを得ん。

我が國には、古來武士といへるものありて、最も此の徳を貴び、謂はゆる武士道なるものを養ひ成して、國家の元氣を盛んにし、光華を國の内外

に輝かしたり。近世武士の  
 廢せらるるに及びて、其の  
 道も亦次第に衰へ、輕薄の  
 風起るに至れるは、實に嘆  
 はしき限りなり。されば眞  
 の人たらんものは、自ら節  
 義を勵ますと共に、輕薄を  
 矯めて、國の光華を内外に  
 輝かさんとつとむべし。  
 武田勝頼、奥平信昌を長篠



の城に圍みける時、鳥居勝高、密に城を出で、徳川家康  
 に見ゆて、救ひを乞ひ、直ちに引きかへして、城に入ら  
 んとむけるに、敵の爲めに見つけられて、捕へられぬ。  
 勝頼、勝高を召して、汝城に向ひ、伴りて、援兵來らざる  
 よ心を告げよ、然らば命を助けん、といふに、勝高、心得候  
 ふとて、城門に至り、大音聲に、諸君方めよ、援兵日ならず  
 して到らんと呼ばはりければ、勝頼怒りて、之を殺したり。  
 かかるべきところ、命の惜しからぬ、  
 兼ねて無き身と思ひしらば、  
 命ハ義ニヨリテ輕シ。

命八 第十七課 國體

家に主人なければ家事を綜理して一家の安寧を保つこと能はず。國に主宰なければ萬民を統御して一國の幸福を進むること能はず。されば家として主人あらざるはなく、國として主宰あらざるはなし。

我が天皇は國家を統御し給ふ元首にして、外國の主宰とは同くならず。其の故は皇祖天照太神の皇孫及び群臣に諭し給ひし詔りに従ひ、皇統相承け給ふを以て萬世不易の法とすればなり。故に古語に皇統の一系なるを示して、天の日嗣

きは必ず皇緒を立つといひ、憲法に天皇は神聖にして侵すべからずといへり。君臣の名分、此くの如く正しきは世界に其の例なし。

抑國家を統御し給ふ今上天皇は、皇祖皇宗の御遺體にねはしまし、我等臣民は正しく皇祖皇宗に仕へ奉りし群臣の苗裔に非ざるはなし。されば我等の皇運を翼賛し奉るは、今上天皇に忠なるのみならず、皇祖皇宗の鴻恩に報い奉り、祖先の遺風を顯彰するなり。忠君の義、國體に通ふて大なりといふべし。

第十八課 尊王

天子は天に代りて、萬民を統治し、安樂に其の生を營まじめ給ふものなれば、其の恩、天地に均し。臣民として、豈一日も此の大恩を忘るべけんや。我が國は、天地開けてより、皇統一系、連綿として窮りなく、世世の天皇、至仁至徳にれば、生じしかば、其の恩澤の大いなる、萬國其の比を見ざる所なり。されば此の貴き國に生まれたる吾等人民は、夙夜懈らず、忠を竭くし、誠を致して、皇恩の萬一に報いたてまつらんことを思はざるべ

からず。

高山正之は、上野の人なり、少き時より忠義の心厚く、尊王の念いと深かりき。嘗て室鳩巢の駿臺雜話を讀みて、楠公、笠置の召に應ずて、直ちに出でたるは、度量足らずと論せる所に至り、大いに憤り、皇民たるものは、國家の難を見ては、召命なむとせむ、走つて之に赴くところ、本意なれとて、書を庭前に擲ちたり。言ふに、此の書は、皇朝の事、此の一事を見ても、尊王の念の深きことを知るべきなり。

第十九課 愛國

國民の國に報ゆるは、唯誠を盡すのみなり、苟も國の爲めにあれば、言ふに憚らず、行ふにためあはず、斃れて後に止むは、即ち誠を盡すなり。この故に、眞に國を愛するものは、其の朝にある道野にある道を問はず、事の成るを成るに拘る事、常に誠の心を失はず、其意國の爲めは、勤めて、渝るを志す。但し人は、各分あれば、分を超えて言ひ、分を超えて行ふが如きは、又深く戒むべき所なり。

佐久間象山は、豪邁の士なり、嘉永安政の際、西洋諸國の使節、交來りて開港互市を幕府に請ひけるに、幕議たやすく決せず、天下騒然たり。是より先、象山、世界の形勢を察して、早く心を海防に留め、先づ西書を研究して、銃砲兵制などの術を修め、屢上書して、海防の策を陳べしかども、用ひられず、後開港鎖港の二論盛んに起るに及び、象山開港の説を主張して、奔走最も力めしが、終に京師に於いて、刺客の爲めに命を殞したり。

國ヲ憂フルモノハ、其ノ身ヲ謀ラス。

凡う國法は、國民の禍害を除き、幸福を進めんが爲めに設けたるに非ざるものなし。即ち憲法は、臣民の權利を固くせんが爲めに定めたるものなり。民法は、人事交渉の紛争を防がんが爲めに設けたるものなり。兵役の法は、國を護り、難に備ふるが爲めに立てたるものなり。刑法は、惡徒を懲じ、良民を護らんが爲めに立てたるものなり。租税の法は、國政を齊へ、民福を進めんが爲めに立てたるものなり。其の他、大小の國法、一として、

國民の爲めに立てざるなければ、國法を遵奉するは、國民の義務たること明けし。

國法何程善良なりとも、國民之を遵奉せざれば、あるも猶なきに異ならず、この故に、世界文明の國には、皆國法ありて、人民よく遵奉せり。汝等此の理を辨へ、よく國法を遵奉して、皇國の良民たるに耻ぢざらんことを勉むべきなり。

松平定信、或る時箱根の關を過ぎしに、關所の役人、其の笠を戴けるを見て、御法度にて候、御笠を取らるべし、といひければ、定信實にもとて、直ちに笠を取りたり。



明治廿六年十月十三日發行  
明治廿六年十月二十八日訂正再版印刷  
明治廿六年十二月三十一日發行

渡邊政吉

東京市本郷區森川町十番地

金港堂書籍株式會社

東京市日本橋區本町三丁目拾七番地

金港堂書籍株式會社 社長

原亮三郎

東京市下谷區龍泉寺町四百拾番地

金港堂

大坂市東區南本町四丁目

金港堂

宮城縣仙臺市國分町五丁目

高澤日本修身書生徒用卷七  
定價金七錢



代表者

印刷者兼

著作者

大賣捌

實  
驗  
日  
本  
修  
身  
書  
卷  
八  
高  
等  
小  
學  
生  
徒  
用

檢定合格本

K120.1  
37.5  
8